



岡山・倉敷民商弾圧事件（襦屋裁判）

## 事件発生11年！襦屋さんはえん罪です。岡山地裁に検察の不当な立証・引き伸ばしを許さず、弁護団申請の全証人・証拠を採用し、無罪判決を求める署名

岡山地方裁判所第1刑事部 裁判長・三澤節史 様

### 【要請の趣旨】

倉敷民主商工会(民商)事務局員の襦屋町子さんは、2014年、法人税法違反(脱税)ほう助と税理士法違反で起訴されました。無実を訴えた襦屋さんは428日間も身柄を拘束され、自白を強要されました。これは、冤罪を生み出す「人質司法」です。

当時、民商会員だった建設会社による脱税の事実はなく、襦屋さんが脱税を手助けした事実もありません。襦屋さんは民商会員の要望に従ってパソコン入力をしただけで、税理士法違反ではありません。

一審・岡山地裁は有罪判決を出しましたが、2018年、二審・広島高裁岡山支部は有罪の理由となった証拠は違法であるとして、有罪判決を破棄し、審理を地裁に差し戻しました。

差し戻し審では、国税査察官が証言し、倉敷民商の捜索ではパソコンを根こそぎ押収した一方、建設会社はパソコンの押収が1台もない(データを印刷しただけ)など、差別的対応が明白となりました。さらに、国税局査察官が「襦屋さんは『参考人』に過ぎない」と証言しました。この事件が国税庁と検察庁がでっち上げたえん罪事件であり、消費税増税に反対していた民商を狙った弾圧事件であり、襦屋さんは無実であることが明確になりました。

検察の不当な起訴、さらに当初提出すべき証拠を遅れて提出することで不要な時間を費やし、そのため襦屋さんは11年も「被告人」とされています。これは、憲法37条「すべて刑事事件においては、被告人は、公平な裁判所の迅速な公開裁判を受ける権利を有する」から見て、重大な人権侵害です。裁判所は、不当な起訴、不当な立証活動を許すべきではありません。

そもそもの問題は、有罪判決を出した一審で、裁判所が弁護団の申請した証人を1人しか採用しないなど、襦屋さんや弁護団の主張を聞かず、検察側に有利な訴訟指揮をとったことにあります。同じ過ちを繰り返さないために、弁護側の求めるすべての証拠・証人を採用し、十分審理することがなによりも重要です。

### 【要請事項】

一、弁護団の請求する全証拠・証人を採用し、公平・公正な審理で襦屋さんに無罪判決を出すこと

一、憲法37条による「迅速な公開裁判を受ける権利」を尊重すること

氏 名	住 所

### 【署名の送り先】

倉敷民商を支える会 〒710-0038 岡山県倉敷市新田1294 倉敷民主商工会内 TEL 086-426-1578  
 日本国民救援会岡山県本部 〒700-0054 岡山県岡山市北区下伊福西町1-53 TEL 086-254-2799

取り扱い団体 国民救援会愛知県本部 〒460-0011 名古屋市中区大須4-10-26-401

電話 052-684-5825 FAX 052-684-6355

救 援 新 聞  
 (1958年6月10日)  
 第三種郵便物認可

